

平成 2 5 年 第 7 回 定 例 会  
( 第 2 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 9 月 17 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 9 月 27 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 9 月 27 日 午後 2 時 14 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鵜田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局長次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	竹俣 信行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 茂呂竹裕子 6番 藤原 英男
2			諸般の報告	
3	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
4	議案	72	津別町起業等振興促進条例の制定について	
5	〃	73	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	74	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	75	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	76	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	77	津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	78	津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	
11	〃	80	財産の無償譲渡について	
12	〃	79	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 3	議案	81	町道路線の廃止について	
1 4	〃	82	町道路線の認定について	
1 5	〃	83	平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について	
1 6	〃	84	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 7	〃	85	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 8	〃	86	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 9	〃	87	平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 0	〃	88	平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 1	〃	89	平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	
2 2	認定	1	平成 24 年度津別町一般会計決算の認定について	
2 3	〃	2	平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
2 4	〃	3	平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	認定	4	平成24年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
26	〃	5	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
27	〃	6	平成24年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
28	〃	7	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
29	〃	8	平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
30	意見書案	9	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について	
31	〃	10	道州制導入に断固反対する意見書について	
32	報告	10	平成24年度財政健全化判断比率の報告について	
33	〃	11	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告について	
34	〃	12	例月出納検査の報告について（平成25年度7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 茂 呂 竹 裕 子 さん                      6 番 藤 原 英 男 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、同意第 4 号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第4号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

津別町教育委員会委員松平範慶氏は、本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き津別町教育委員会委員として任命いたしたく同意を願うところであります。氏は昭和44年\*\*\*\*生まれの44歳で、\*\*\*\*\*今日に至っております。

教育委員には平成17年10月に選任され、昨年10月からは教育委員長として本町教育の先頭に立たれておりますが、他の公職として保護司や津別町人づくり・まちづくり活動支援事業助成審査委員会委員を担っていただいております。また、\*\*\*\*\*現役の保護者でもありますが、温厚な人柄と指導力は卓越しており、本町の教育行政には欠かせない人材であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により再任の提案をさせていただきましたので、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

#### ◎議案第72号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第72号 津別町起業等振興促進条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。



産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第72号 津別町起業等振興促進条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、提案理由にありましており、町内において新たに事業活動などを行う事業者に対して支援を行い、町内における産業の振興と雇用の促進につなげていこうとするものであります。このところの経済状況としては、徐々に回復傾向との報道がされているところですが、地域的には高齢化の進展や後継者問題、雇用関係も含め依然事業環境は厳しい状況が続いているところであります。

また、一方では今年2月、3月と町内宿泊施設の相次ぐ休廃業もあったところでありまして、町内の経済活動に与える影響も大きいものがあると思っております。このような中、町としても持続的なまちづくりと産業振興を推進していくためには、新規の事業活動への支援、取り組みが必要であると考えまして、町内で事業を起こしたり新規分野の事業を行う事業者に対する支援策として今回新たに条例を整備し、設備投資や起業者の初期投資、資金調達の一部を支援することによって町内活動の活性化と安定的な雇用の場の確保につなげていこうとするものであります。

それでは、議案書の条文に沿って順次ご説明をいたします。まず、第1条設置目的は、ただいま申し上げましたとおり町内で新たに事業活動を行う者や、新規分野での事業活動を行う者を支援し、起業化の促進による産業の振興及び雇用の促進を図るとしてあります。

第2条では定義です。条例での用語の意義を規定しているもので、第1号として条例において対象とする事業所をア、イ、ウと規定し、まずアで観光施設として旅館、ホテル、民宿等の施設及び設備を含めた宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設、保養の施設及び設備などで、本町の観光振興に寄与すると認められるものとしております。ただし書きでは、利用者などが限定される施設や風俗事業は除くとしております。

次にイの販売施設は、物品販売などの小売店舗施設に該当する施設及び設備としてございます。

ウでは集合施設として、住戸数4以上の共同住宅、いわゆるアパート形式の施設及

び設備を想定しておりまして、ただし書きでは、事業主みずからが従業員のために設置する住宅、いわゆる社宅となりますけれども、そういったものは除くとしてございます。

第2号は新設の定義として、アでは町内に新たに事業所を設置すること、イでは既存事業所を取得して事業を継続することとしてございます。

第3号、増設又は改修は町内の事業所で新たに事業を行うために必要な施設を増設又は改修することとしております。これは、町内の既存事業所が新規分野の事業を行うために、施設を増設または改修することをいいます。

第4号起業者の定義としてアでは、これまで事業活動を行っていない者が町内で新規に事業を開始する者。イでは津別町外から移転し、町内で新規に事業を開始する者としてございます。

第5号投資額は、この条例で支援対象とする事業投資額の内容を規定しているものですが、これは事業開始のため新たに取得する土地や所得税法施行令第6条に規定される、いわゆる減価償却資産の範囲のうち1号として建物及びその付属設備、第3号は機械及び装置、第7号につきましては器具、工具、備品を指しますが、これらいずれも事業の用に直接供される資産の取得価格としております。また、対象とする投資額から除くものとして、次のアからカに規定してございます。アでは施設と一体で使用する定置施設以外の設備。これは他の施設、事業所との間で兼用したり容易に移動できるような設備は除きますというものでございます。イ鑑賞用、興行用、その他これらに類する用に供する生物。これは先ほど投資額の対象としている所得税法施行令第6条第7号に本来規定として盛り込まれている項目であります。本条例においてはこの部分は除くというものでございます。ウは国、道、町、関係団体等からの補助金及び助成金等を除くということでございます。エは保険金、賠償金又は補償金も投資額から除くこととし、オの取替え又は更新のときの設備の1年以内に行われる処分による収入額。これは設備の下取りなどの収入は除外するというものでございます。カは車庫、倉庫、貯蔵庫等の設置に要した経費についても除くとしてございます。

第3条でございます。助成の対象は、第2条で規定する事業所を新設、増設又は改修するもののうち町長が指定するものを対象とするものでございます。なお、ただし

書きで除外する事業所として、第1号、第2号ともに例としては少ないですが、第1号は町が出資者として加わる事業所。第2号では広域的な団体等の出資による事業所、第3号としては、これは当然のことですが関連する法令の規定に違反する事業所。第4号は町税その他、町に対する債務を遅滞している者が事業を行うとする事業所を規定してございます。第2項は第1項に基づく事業所の規定については一連と認められる事業所ごとに行うとし、第3号では指定を受けようとする際の手続きは、規則に定めるところにより申請するものとしているものでございます。

第4条助成の措置では、町長は申請によって指定を受けた事業者に補助金を交付することとし、次のページになりますけれども、第2項で事業所の区分、対象投資額に対する補助金の額（率）、補助金の限度額を別表のように定めるとしてございます。

次のページ、下段の別表をご覧くださいと思います。事業所の区分は、先ほど第2条のほうで定義いたしました観光施設、集合住宅施設、販売施設の3つの区分とし、対象投資額は観光施設と集合住宅施設については2,000万円以上の投資から。販売施設については300万円以上を対象とするものでございます。対象投資額に対する補助金の額（率）ですが、それぞれの事業所の区分ともに10分の3とするもので、表右にあるとおり補助金の限度額については2,000万円と規定するものでございます。さらに、表の中にただし書きとして、第2条第4号に定義しております起業者が事業を行うときの対象投資額に対する補助金率につきましては10分の4とすることとし、補助金の限度額につきましては1,000万円上乗せする形の3,000万円を限度とする内容としてございます。

第5条補助金の申請は、規則の定めにより町長に対して申請しなければならないとし、第6条補助金の交付につきましては、事業所が新設、増設又は改修され、事業の開始又は操業が確認され、事業に係る投資額が確定し、精算を了したことが確定後に補助金を交付する内容の規定でございます。

第7条助成措置の承継は、指定事業者が補助金を受けるまでに相続、合併、譲渡などの承継があった場合は引き続き承継を受けた者に対して助成措置を行うことができるという規定でございます。第2項につきましては、承継についてはあらかじめ承認を受けなければならないとしてございます。

第8条助成の措置の取消については、補助金の決定又は交付を受けた後に決定の取り消しや補助金の全部又は一部の返還を求めることができるとする規定でありまして、第1号につきましては助成要件を欠いたとき。第2号は事業開始後10年以内に事業を廃止したり、休業したとき。第3号につきましては、不正な手段で補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。第4号補助金の交付決定の内容や、条件に違反したときとしてございます。

第9条調査及び報告につきましては、補助金の交付を受けた者に対する必要な調査と報告に関する規定でございます。

第10条審査会の設置につきましては、この条例に基づく補助金の取り扱いを適正に行うため、別に津別町起業等振興促進条例適用審査会を置きまして、審査会での審査を経て最終的に交付決定をする仕組みで行うこととしております。必要な事項は規則において定めることとしてございます。

第11条の委任規定でありまして、条例施行に関して手続きなどの必要な事項は、規則で定めるとしてございます。

最後に附則でありますけれども、第1項で施行期日としてこの条例は平成25年10月1日から施行するとしてございます。第2項では経済情勢など、さまざまな要因が今後関係してくると思われまますので、3年間という期限を設けた時限措置としており、この条例の失効する期日を平成28年3月31日までとしております。ただし書きにおいては、その日までに既に着工している事業については、効力を有すると規定するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 1点確認させていただきたいと思います。第8条の中で、2番に事業開始後10年以内に事業を廃止し、又は休業したとき補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあるとあるのですが、例えばホテルをつくったと。途中で他の企業に売り渡したとか、それから個人で経営を始めたけれども、うまくいかなくなって事業譲渡をしたと。その場合はどういう扱いになるのか、ちょっとお聞かせいただき

たいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） この条例を適用して事業を始める場合にさまざまなことが想定としては考えられるかもしれませんが。ただいま佐藤議員言われたとおりの他の方がということであれば、ここでは相続、いろんな事業承継と書いてございますので、この条例の趣旨、目的としては産業振興だとか雇用の創出という部分がございまして、その辺のところは審査会での判断も仰ぐ形になるかと思いますが、極力そういった事業が継続するのであれば、返還ということにはならないのではないかと。今私の段階ではそういうような判断をしております。最終的には個々のケースに伴って審査会での判断を仰いでいくかと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 新しい条例ということもあって10月1日からということと、どういう周知方法でこれを関係者含めて町民に知らせるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいまのお尋ねですが、今回の条例、検討を含めて短期間という部分もございました。前段、所管委員会、さらには全員協議会等でもお話し申し上げてきてございますが、本条例可決の暁には、実は来月10月の広報に折り込み、記事としては当然間に合いませんでしたので、折り込みを予定してございます。さらに、インターネットでの町外への発信もしていきたいというような形で考えております。なおかつ商工会等にも働きかけ、こういう条例趣旨等もまた改めてご説明をしていきたいと考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） できればこの内容をわかりやすく周知する方法を考えていただきたいのと、いつもそうなんですけれどもペーパーだけ回して周知するのではなく、できれば説明会を何らかの形で開くべきでないかなと思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） わかりやすくという形でございますので、これからいろいろ何回かに分けて1回ではなくて、そういった広報なりホームページ等もなるべく工夫した形でやっていきたいと思っておりますし、商工会等のほうへの話の中でも、そういったことがあれば、そういったことも検討していきたいなと思っております。さらに今後、例年開いておりますまちづくり懇談会等もございまして、そういったことにもテーマとして、テーマというか、その話題の中で話していければなというふうな形で考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第73号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

伊藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第73号

津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明をさせていただきます。

別途配付しております説明資料、こちらのほうで説明したいと思いますので1ページ目をお開き下さい。税条例の改正概要として記載させていただきましたが、1の改正経緯に記載のとおり政府が現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する。あと、社会保険、社会保障、税一体改革を着実に実施する等の観点から、地方税法の一部を改正する法律を3月30日に公布したところであります。その中で、2の改正の主な内容のほうに記述した分について、28年以降の適用ということで、6月12日に関連政令で省令が改正になったところでありまして、それに倣いまして本町の税条例の改正をしようとするものであります。

まず、改正の主な内容ですが、5月の臨時会で税条例の改正のときに今後の改正分として説明した部分であります。まず1つ納税環境整備の一環としまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について見直しがされます。この中で、1つは他市町村に転出した場合、すぐに年金からの特別徴収がこれまではすぐ止められていたものについて、これが継続することになります。もう1つは、特別徴収額の算定方法を変更しまして、平準化が図られるようになります。平準化の例としまして、ここに記載してありますが1年だけ医療費控除が増えて税額が減ってる場合として記載させていただきました。表をご覧くださいなのですが、例年年金所得だけで6万円の税額だった方が、医療費控除により3万3,000円となった場合を記載させてもらってます。本年の4月、6月、8月分は前年の2月分と同じ額で1万円ずつが特別徴収されまして、残りの月は年税額3万3,000円から特別徴収された3万円を差し引いて3等分し、10月、12月、2月分が1,000円ずつとなります。翌年は医療費控除がなくてまた6万円に戻りますと、これまでの方法でいきますと前年の2月分の徴収額がそのまま翌年の4月、6月、8月分の徴収額となりますので、そのまま1,000円となりまして、残りの月が残額の3等分1万9,000円ずつとなってしまいます。翌々年はその逆となってしまうまして、年税額が変わらない限り徴収額が1,000円と1万9,000円ずつということで大きく変動する状況が続いてしまいます。これに対しまして、改正後下の黒枠のほうですが、翌年の4月、6月、8月分は前年の年税額3万3,000円の6分

の1でありますから5,500円ずつ。10月、12月、2月分については、前と計算方法は変わらないんですが、残額が少なくなっていますので、3分の1ずつの1万4,500円となります。翌々年につきましては、年税額の6分の1ということになりますので、各徴収月とも1万円という形で平準化されるものであります。これらは、年金からの特別徴収が始まってからの問題としまして、納税者津別町の納税者からももちろんですが、各市町村の担当者からも多くの要望が出ていたもので、今回改正になるものです。実際の適用ですが、年金機構や各市町村のシステム変更の問題も考慮されまして、平成28年の10月からの施行となっております。

次に、説明資料の次ページになります。これは、金融所得課税の一体化といわれるものです。これは、表にありますとおり上場株式等に限定されておりました配当所得や譲渡所得における損益通算範囲が、特定公社債等の利子所得等まで拡大されることになりました。これらは、株式等の譲渡損失が出ましても、公社債等の利子所得と損益通算できないということがありまして、いろいろな形の金融商品に投資しづらい状況になるということを理由としております。また、特定公社債であります国債・地方債、公募公社債等につきましては、元来譲渡益というものが経過利子の反映のみでありまして、譲渡損益は生じないとみなして非課税とこれまでしていましたが、さまざまなリスク要因が応じた金利の動きによりまして、市場価格が変動する。つまり譲渡損益が発生するという状況が出ております。また、金融商品の多様化によりまして、株価に連動する債権、あるいは外貨立ての債権など金利以外の要因で譲渡損益が出る商品が個人向けに随分販売されている実態があります。それらをすべてを一体化しまして、損益通算をしまして分離課税にしようとするものであります。なお、実際の譲渡益が生じない上場株式等の配当等につきましては、総合課税を選択することも可能として残しております。総体的に投資リスクを減らしまして貯蓄から投資へという政策要請に応える税制改正と言えます。実際の施行ですが、周知期間を考慮しまして平成29年度課税となります平成28年分の所得から適用となります。

これらの改正以外にも規定の見直し、引用条項の整理等の改正がありますので、それは新旧対照表で説明させていただきます。それでは3ページからの新旧対照表をご覧ください。改正前の条文の説明になります。第47条の2第1項の改正は、先ほど説



明しました町民税の年金からの特別徴収対象者が転出した場合も特別徴収が継続することとした法令改正に基づきます規定の見直しです。

次ページの 47 条の 5 の改正につきましては、先に説明しました年金から町民税を特別徴収する際の算定方法の変更に伴う言い換えの部分となります。次、4 ページの後半から附則の改正になります。主に金融所得の課税の一体化に係るもので条文を削る改正が多くなっております。まず、附則第 7 条の 4 の改正は、課税対象条文が増えることの条文の整理、次ページから 6 ページまでわたります附則第 16 条の 3 については、配当所得との分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されましたことに伴う条文の整理という形になります。あと 6 ページの下段からの附則第 19 条の改正は、株式等譲渡所得の部分をこれまで一般株式等の譲渡所得を一般株式等と上場株式等に改組、改定して組み直したことに伴う規定の整備と改正となります。

7 ページの最後の 3 行目からの改正前附則、第 19 条の 2 につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めることから削除しまして、新しく第 19 条の 2 として上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税新設に伴う規定となります。

9 ページになります。9 ページの第 19 条の 3 から 12 ページ、ずっと続きます。第 20 条までは、株式譲渡等に係る旧取り扱いとして規定が削られることとなります。

さらに、14 ページ目になります。改正前の附則第 20 条の 2 を改正後、附則第 20 条としまして適用条文の整理を行い繰り上げてます。

第 20 条の 3 につきましては、現年度で差し引かれることとなります先物取引の損失の繰越控除でありますので、これは削ることとなります。

続きまして、17 ページになります。附則第 20 条の 4 につきましては、これは適用条文の整理になります。附則第 20 条の 2 ということで繰り上げております。

それから、続きまして 19 ページの下段になります。附則第 20 条の 5、これは社会保険の特例なんです、これはこれまで法令的に整備されてない分を条例でうたってたんですが、今回は法令的に整理されましたから条例からは規定を削除すると、削るということになります。

それでは、以上、新旧対照表のほうについてはここで終わらせてもらいまして、議案のほうの条文のほうをご覧ください。改正条文につきましては、ただいま新旧対照

表で示し説明させていただいた内容につきまして条文化したものですので、条文の説明は省略させていただきます。条文をめぐっていただきまして4枚目、改正附則をご覧ください。第1条の施行期日の規定で、施行は平成28年1月1日を施行日としておりますが、ただし書きとして施行日を遅らせるものがあります。まず、第1号で規定している事項ですが、個人町民税の公的年金からの特別徴収に係る改正及び改正附則の第2条第2項で定めるその経過措置につきましては、平成28年10月1日からとします。それから、実際は平成28年の10月に支給される年金に係る特別徴収から適用されることとなります。

次に、第2号で規定している事項ですが、これは金融所得課税の一体化に関する改正規定及び改正附則第2条第3項で定めるその経過措置についてです。平成29年1月1日施行としまして、平成28年分の所得に関する平成29年度課税から適用とするものであります。

なお、経過措置であります附則第2条ですが、第1項で施行日前に発行された割引債につきましては、償還差益について非課税とされる従前の取り扱いがそのままとなる規定であります。第2項は法的年金からの特別徴収する時期に係る課税年度区分の経過措置。第3項は、金融所得課税の一体化の時期に係る年度区分の経過措置として規定させていただいております。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 74 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 74 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料のほうでご説明いたしたいと思えます。21 ページをお開き願いたいと思えます。はじめに改正する根拠であります、先ほどの津別町税条例の中で説明あったと同様に、地方税法の一部を改正する法律が公布となったのに伴い、関係する政令の変更に伴い国保税条例の関連条文を改正しようとするものであります。

2 つ目の改正内容についてですが、1 つは地方税法の改正によりまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、先ほどの町民税の改正と同様に特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うものです。これにつきましては、22 ページのほうの新旧対象表をご覧いただきたいと思えますが、この中で改正後の附則の 3 項が、説明をした条文に当たることとなります。

また、21 ページに戻っていただきたいと思えますが、改正内容の 2 つ目として地方税法の改正によりまして、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税等に区分されたことに伴い規定の整備を行うものであります。これについては新旧対照表の 21 ページのほうをご覧いただきたいと思えます。失礼しました、22 ページのほうの附則の 6 項、次の 23 ページの改正後に新設をされました 7 項が該当いたします。なお、改正前の 7 項から 9 項及び 24 ページにわたりますが、11 項はこの関係で削除となりますので、ご承知

をお願いしたいと思います。

また、21 ページのほうにお戻りを願いたいと思いますが、改正内容の3つ目であります租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正によりまして、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い規定の整備を行うものです。これにつきましては、新旧対照表では24 ページの改正後の11 項に、この条文が該当することに当たります。

それでは、議案の条文のほうに戻っていただきたいと思います。ただいま内容説明した内容で条文化したものでございます。内容については省略をさせていただきます。

最後の附則についてをご覧いただきたいと思います。この条例は平成29年1月1日から施行する。2項の適用区分といたしまして、この条例の改正後の規定は、平成29年度以降の国保税について適用し、28年度までの国保税については従前の例によるとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第75号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第75号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、今年度より旭町団地買取事業が始まり、平成26年度整備予定地にあります昭和35年、36年に建設された旭町団地20戸と、昭和30年に建設された緑町団地2戸について今年度取り壊しを行うこととしていることから、条例の別表第3条関係から削除するもので、あわせて共同施設駐車場も削除及び区画数の変更を行うものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿って説明を申し上げたいと思いますので26ページをご覧くださいと思います。左側の改正前、別表第3条関係（1）町営住宅の表のうち緑町団地及び旭町団地すべてを削除するものであります。次に、共同施設、駐車場になりますが緑町団地の整備数「11」を「9」に改め、所在地「緑町10番地3、」を削除するもので、旭町団地はすべてを削除するものであります。

議案の条文に戻っていただき右ページ附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 75 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 76 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 76 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

説明資料の 27 ページをご覧ください。改正理由につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 5 月 16 日に公布され同日施行されました。これにより、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の入居者の資格が一部改正されたことにより、津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正するものであります。また、今年度達美に建設中の特定公共賃貸住宅及び同住宅の共同施設である駐車場を追加するため条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の概要につきましてであります。1 として入居者の資格について、災害により滅失した住宅に居住していた者については、所得上昇要件が撤廃し、所得の上昇が見込まれない場合でも入居ができるとするものであります。ここでいう災害により滅失した住宅とは、大震災などの大規模災害で住宅を焼失したり、津波で流された住宅を想定しております。津別町の場合は、所得基準が 15 万 8,000 円以上 48 万 7,000 円以下に設定していますが、この 15 万 8,000 円以上が撤廃になり、所得が 48 万 7,000 円以下の者について入居できることになるものであります。

2といたしまして、今年度建設中の達美第3団地特定公共賃貸住宅1棟6戸及び同住宅の共同施設である駐車場8区画を追加するものです。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので28ページをご覧ください。改正前、第5条第1項第1号の次に第2号を新設し、「災害により滅失した住宅に居住していた者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者」を新設するもので、所得基準については施行規則で定めるものであります。

次に、改正前第2号「災害」を第3号「前号に掲げる者のほか、災害」に改めるものです。「第3号」、「第4号」は第2号を新設することにより、「第4号」、「第5号」に改めるものです。

次に、別表第11条関係(1)特定公共賃貸住宅、29ページになります。改正前、つつみ第3団地の次に、新たに「つつみ第3団地」を追加するものです。改正後、「平成25年度」建設「6戸」「1LDK」「単身者向け」「木造」「2階建て」、所在地は「達美213番地5」、1戸当たりの床面積「56.71平方メートル」、家賃は「3万円」とするものです。家賃につきましては、隣接している平成14年度建設のつつみ第3団地は2万5,000円ですが、建設から10年以上も経過し、また住宅設備も違うことから、同じ家賃にはならないものと判断し、平成23年度建設の緑町第2、新町団地は面積に多少の違いはありますが、建設年が近く設備も同様な所が多いことから同じ3万円と設定するものであります。

次に、共同施設、駐車場になります。つつみ第3団地の整備数が新しく8区画できることから20区画を28区画に改めるものです。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。右ページ附則につきましては、この条例は平成25年11月1日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 76 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 77 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 9、議案第 77 号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第 77 号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料の 30 ページでご説明申し上げたいと思います。はじめに改正する根拠ですが、地方税法の一部を改正する法律が公布されたのに伴い、後期高齢者医療に関する条例の関連条文を改正しようとするものです。

改正内容ですが、現在の低金利状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税における延滞税の見直しにあわせ、平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する後期高齢者医療保険料の延滞金の割合を改正しようとするものです。

具体的な延滞金については、改正のイメージとして記載をしております下の表をご覧くださいと思います。このページの下に改正のイメージと書いた表となります。延滞金の本則で 14.6%の率が、矢印後になりますが、改正後の特例で特例基準割合足す 7.3%となります。特例基準割合は表の下の注 2 に記載をしていますが、国内銀行の



新規の短期貸出約定平均金利1%プラス1%ということで、2%として計算をしています。表では1番右に参考として記載をしております改正後の基準で見ますと、平成25年中の割合では、特例基準割合が2%となるため9.3%の延滞金の率になるということでもあります。その下の納期限後1カ月以内の率については、本則7.3%ですが、現行の特例では4.3%、矢印後の改正では平成25年中の率で見ますと、右側の参考欄ですが3%になるということでもあります。

次の、31ページの新旧対照表については、附則の第4条が新設となりまして、今申し上げた内容をこの第4条の中で盛り込んでおります。

それでは、議案のほうの条文をご覧いただきたいと思います。ただいま説明した改正内容を条文化したものであります。施行期日につきましては、この条例平成26年1月1日から施行するという。経過措置につきましては、改正後の規定は施行日以降に納期限が到来する延滞金について適用し、施行日前の延滞金については、従前の例によるとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号・議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 78 号 津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について及び日程第 11、議案第 80 号 財産の無償譲渡についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 78 号 津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について及び日程第 11、議案第 80 号 財産の無償譲渡についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 78 号から順次説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいま上程されました議案第 78 号及び議案第 80 号につきまして、一括説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第 78 号でございますが、津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について内容の説明を申し上げます。条例廃止の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所の 3 事業所を民営化することとし、平成 26 年 4 月 1 日に社会福祉法人 恵和福祉会に経営を移譲することから、関係条例を廃止し関連する条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。廃止しようとする条例につきましては、津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例でございます。

次に、附則の説明でございますが、第 1 項につきましては、施行期日でありまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。第 2 項は、津別町特別養護老人ホーム設置条例と津別町デイサービスセンター条例の廃止に伴い、必要なくなります津別町介護サービス事業特別会計条例、津別町介護サービス事業条例も合わ

せて廃止するものでございます。第3項、4項につきましては、津別町介護サービス事業特別会計条例廃止に伴う経過措置を規定したものでございます。第3項において平成25年度の収入、支出、決算については従前の例とし、第4項においてこの廃止条例施行の際は、介護サービス事業特別会計に属する権利、義務については一般会計に帰属することとしますが、平成25年度の権利、義務については、平成26年5月31日分までを介護サービス事業特別会計にするものとして整理するものでございます。第5項以下につきましては、津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止することに伴いまして、改正が必要となる関連条例の一部改正でございます。

説明資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、資料の32ページをご覧くださいと思います。附則第5項に関する津別町議会委員会条例の一部改正になりますが、第2条中第2号アのうち、「特別養護老人ホーム「いちいの園」」を削除するものでございます。

次に、資料の33ページをご覧くださいと思います。附則第6項関係の津別町課設置条例の一部改正になります。第1条では「特別養護老人ホーム「いちいの園」」を削除、第2条では課などの文書事務中「(カ) 居宅介護支援事業所に関すること。」を削除します。(キ) から (コ) を繰り上げて、(カ) から (ケ) に改めるものであります。次に、特別養護老人ホームいちいの園の関係項目を削除するものでございます。

次に、34ページ上段でございましてご覧くださいと思います。附則第7項の関係でありまして、津別町職員の定数条例の一部改正でございまして、第2条第1号「オ、介護サービス事業の職員25人」を削除するものでございます。次に、その下、下段をご覧くださいと思います。附則第8項関係の津別町職員の給与に関する条例の一部の改正になります。第22条第1項第1号中、「園長」を削除するものでございます。

次に、35ページをご覧くださいと思います。別表第2第5条関係の級別職務分類表の改正であります。職務の級、1級2級では「栄養士、看護師」、「介護員」、「調理員」を3級、4級の表では「主任介護員」、「主任調理員」、「主任看護師(准)」を削除いたしまして、職務の級5級、6級におきましては、「園長」を「事務局長」に改めるものでございます。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第 80 号 財産の無償譲渡についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、建物の登記図面に誤りがあったということから 8 月 5 日、6 日に開催されました総務文教、産業福祉の両常任委員会におきまして、資料の訂正をお願いしたところであります。さらに今回は議案書の差し替えをお願いするなど大変ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。来年 4 月の特養と 3 事業所の経営移譲に伴います財産の取り扱いにつきましては、土地につきましては無償で貸し付けをする。建物及び備品等は無償譲渡するということで社会福祉法人 恵和福祉会と本年 3 月に協定書の取り交わしを行ったところでございます。このことから、本件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡いたします財産の内訳であります建物でございます。津別町字共和 25 番地 1 にあります特養、デイサービス、さらにはそれに付随する建物合計 6 棟でございます。説明資料の 37 ページに建物の配置図を添付してございますので、ご参照いただければと思います。①津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」でございます。建物構造は鉄筋コンクリート造り平屋建て、面積は 1,791.79 平方メートルでございます。②津別町デイサービスセンターでございます。鉄筋コンクリート造り平屋建て、渡り廊下を含めまして 705.13 平方メートルでございます。③は車庫であります。デイサービスの付属建物でございます。鉄骨造り平屋建て 50.74 平米でございます。④は特養の付属建物でございます。車庫兼倉庫でございます。鉄骨造り平屋建て 36.45 平方メートルでございます。⑤はペレットボイラー室で、鉄骨造り平屋建て 37.8 平方メートルでございます。⑥につきましてはスプリンクラー機械室で、鉄筋コンクリート造り平屋建て 16 平米でございます。なお、この資料の中で太線で囲んだ部分につきましては、職員住宅 2 棟 3 戸が建設をされているというふうなことから、今後も職員住宅として使用する関係上、今回の無償譲渡の対象には入ってございません。

次に、電話加入権でございますが、議案に掲載してございます特養、デイサービス、居宅介護支援事業所の電話及びファックスの番号につきましては、利用者及びその家族や関係機関にも慣れ親しまれているということもありまして、現在の番号をそのまま相手方に引き継ぐというふうな考え方でございます。

次に、車両及び備品でございますが、これは平成 26 年 3 月 31 日現在、津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」及び津別町デイサービスセンター並びに津別町居宅介護支援事業所施設の管理運営のために使用しております車両及び備品でございます。なお、説明資料 38 ページから 57 ページにかけまして、本年 9 月 1 日現在の特養と 3 事業所で保有してございます車両、備品一覧を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

次に、無償譲渡の相手方でございますが、網走郡美幌町字稲美 105 番地の 7、社会福祉法人 恵和福社会 理事長 西澤寛俊でございます。

無償譲渡の目的であります特養、デイサービス、居宅介護支援事業所の経営移譲に伴いまして、相手方に建物、車両、備品等は無償で譲渡することにより、当該事業所の円滑な運営と良質で安定的なサービス提供の確保を目的とするものでございます。

譲渡する日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日でございます。

以上、内容についてご説明を申し上げましたので、どうかご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） ただいまの特養関係につきましては、8 月の全員協議会の中でも園長から詳しく説明を受けておりますし、この件については協議会のときにも納

得したということで、今日正式に載ってきたわけですけど、その中でちょっと協議会の中でも余り話が出なかったわけですけど、ちょっと私今この件で聞きたいと思しますのでよろしくをお願いします。

先ほど園長の説明の中では、職員住宅が2棟3戸無償譲渡はしないと、残しておくということですけど、確認の上でも聞いてるんですけど、既に協定書も交わしてますからあれなんですけど、実際に協定書を交わす前に恵和会のほうから、この建物は恵和会のほうで必要とするという要望はなかったのかどうか。その辺まず聞きたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） 今の白馬さんの白馬議員のご質問ですけども、法人のほうからは、この住宅についても譲っていただきたいというお話は当初ありました。ただ、これまでの法人との定例協議の中で私どもも職員住宅に困窮しているという実態にあることから、そういった事情もご理解いただいているということでお答えしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） そういうことで恵和会のほうも必要として、できれば譲ってほしいという要望があったということで、町としても今職員住宅も不足してるからこの住宅を需要があって譲渡できないということで判断したんでないかと思えます。ただ、私はこの住宅というのは、もともと特養の職員を身近に管理も含めて、やっぱりあそこに置いておこうということでこの住宅2棟3戸を私は建てたんでないかと思えます。ですから、恵和会においてだって当然今度やっていくにおいても責任管理者と言うのですか、例えば園長が住むのか責任者来るかわからないけど、当然身近にあそこにやっぱりいて、やっぱり管理していくという考え方持ってるんですから、町としては今職員3人夫婦で入ってるというのはわかりますけど、これ離れた所に職員住宅を、あそこに職員を置いておいて果たして良いのかどうか。良いって言うか悪くはないんですけど。寮母も一人あそこに一緒に住んでるといいます、夫婦で。ですから、私はできれば前にも園長に言ったんですけど、この際建物と一緒にこの2棟3戸の住宅も一緒に譲渡しておいたらいいんじゃないですかと。恐らく、恵和会のほうとして

も、来年から運営が始まったらどうしても必要になってくるということで、また譲渡の話が出てくるんじゃないかということで私は見てるわけです。その点でやっぱりもう1回確認しますが、これは町としては将来的にもこの住宅をずっとここに一般職員を置いていこうとしてるのか。その辺も含めて考え方、町長でもいいですから教えてください。ですから、私はできるんだったらこの際民営化に全部あれするんだったら、この2棟3戸も含めてあげたほうが恵和会も大変好意的に持つし、どうせそういう将来的にあそこに置かないという意味があるんだったら、この際一緒にやったほうがいいんじゃないかという考え方とも言ってるんですけど、その辺ひとつ考え方をここで出してほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 恵和会との話というのは、そういう形の中でとりあえず町で使いますということで了解をいただいてきたと。白馬議員おっしゃるとおり職員3人入っております。それから一般で、普通のあそこに関係ないといいますが、特養と関係ない職員が2名だったと思いますけれども入っているというような状況であります。将来的にどうなのかということになってまいりますけれども、私どものほうとしては将来的にこれらの職員の住宅の問題等も整理さえついていければ、恵和会のほうに人の確保等も含めてされるということは、決して私のほうでもそれを望んでいないわけではありませんから、十分にそれは検討できるだろうというふうに思っているところでございます。ただもう一つ、これはまだ定かではありませんけれども、恵和会のほうとしても、今特養自体がもう30年たって、基本的には譲渡のときにもお話しを申し上げましたけれども、35年たてば新しい施設を建設をしていくと。こういった場合、あその場所では当然なくなってくるというような等の問題等もありますけれども、一定の年数というのは、あそこで今事業展開をするということになっておりますので、その辺も含めて恵和会と順次協議はしていきたいというぐあいに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 話は副町長の説明でわかりました。私は特養も今副町長から30年経過して、住宅も同じぐらいの年数がたってると思いますよ、恐らく。それほど変わらない年数たってますから、いずれにしてもあの住宅だって先行き、やっぱり老

朽化してくれば当然改修なりはしなきゃならない時期が来るのかと思いますし、それに今いみじくもこのことにおいては恵和会と十分検討にも値すると言うのですから、だったら私はこの際もう少し町としても恵和会に気持ちも譲渡して、この住宅もぜひひとつ使ってくださいという好意的な考えを持って譲渡しておいたほうが、恵和会としても大変これから責任者、管理責任者を置くにしても、新しい住宅を建てるよりも、あの住宅を利用してくれるということになれば、町もいいんじゃないかと私は思います。恐らく議員の人たちもそういう考え持っている人が多いんじゃないかと思えますから、私はそういうことは望ましいのでないかと思ってますから、できれば順次検討するのではなくて、この際、まだ来年の4月からですから一緒に考えて、その方向で進めてほしいなと思ってますので、もう一度答弁をください。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 白馬議員のお気持ちは十分私もわかりますけれども、ただ職員住宅としてやっぱり一定の部分での役割を果たしてきて、そしてなおかつ職員住宅が足りないというような今日の状況で、今年も新規で本当に何十年ぶりで職員住宅を設置をしていくとこういう状況になってます。これは、そういう全体の中で検討してきたということだけは、まずご理解をいただきたいというぐあいに思います。ただ、職員も昨年からは少し住宅も建設をしていくというような状況にも少しなっております。あそこの部分についても、空きが当然できるというようなことも出てくるかというぐあいに思いますから、そういうような所に空いた所は、とりあえず職員住宅でありますけれども、恵和会ともそういうことで入居者の問題だとかについては、できる限り便宜を図っていくようなことは当然考えながら、そして白馬議員が言われたとりあえず精神だけはいただきながら進めたいというぐあいに考えておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） ちょっと確認含めてお伺いしたいと思います。民間に移譲になるということで正職員がこっちのほうに本庁に戻ると。ほとんど向こうにおられるのは臨時職員が多いのかなと、そういうふうに思いますけれども、恐らく正職員も民



間移譲になったら雇用をするのではないかと思いますけども、果たして町内の例えば住んでいる方を雇用するのか、全く町外から美幌から来るのか、園長含めてそのあたりの話がどうなっているのか。というのは、やはり安心してあそこに入居できるというのは、いろんな災害も想定された場合、即対応が可能かどうか、そのあたりについて協議の中で話が出たのかどうか含めてお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいまのお尋ねの件であります。正規職員が現場職員で介護職、看護職、調理員、これらが8名役場のほうに戻る希望を今出しております。さらには、栄養士、それから一般事務職も異動で配置になっております。これらについても4名が役場に戻るというふうなことになってきます。当然、恵和福社会のほうも現在職員の意向を当然確認をしております。役場に戻る者は戻るということで、その部分が欠員になってきますので鋭意職員の募集に努めていただいているところでございます。現在のところ看護職についてはほぼ満たされた。それから、現在足りない職種としては、介護職員が約4名ほど足りないような状況がございまして、これを今継続して募集をかけてるところでございます。なかなか介護職、こういう現場職、募集をしましてもなかなか応募に応じてもらえないという状況がございまして、人集めにはちょっと苦慮している面もございまして、これからも努力をして人集めに努めていくというふうなことを恵和福社会のほうから言われております。ただ、そういう中では津別だけでは人はなかなか集まりませんので、美幌、津別、ハローワークを通じて今求人しておりますので、中には美幌のほうから来られる方も今後おるかもしれません。それから、現実には何名か美幌のほうで確保した人間は、美幌から通って来るのが何人かいるというふうなことで話を聞いておりますが、今職員住宅に即入らなきゃいけないという話は、話題としては上がっておりませんが、美幌方面から通って来る職員も何名かいらっしゃるというふうな状況でございまして、この点をお伝えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） ここの責任者は園長だと思いますけども、園長も美幌から通う

という話し合いになってるかどうか確認をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 恵和会のほうからは、町のほうに基本的に園長のほう、施設長といいますか、ここの分については資格を持った者も含めてお願いをしたいということで含めて話が来ているところでありますけれども、この部分については恵和会のほうにも今お伝えをいたしまして、町内の部分で対応を図るということにしております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） ああいう施設ですから安全対策について、今防災含めて非常に関心を持たれているわけなんですけども、やはり町内に責任者含めて職員がある程度在住してないと、何かあった場合の対応について非常に心配されると。そういうことが考えられるので、そのあたり恵和会ともよく来年の4月に向けて町のほうからもお願いすべきでないかなと、そういうふうに思いますけれども、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） 臨時職員のほとんどは、そのまま継続して恵和福祉会のほうに籍を移して働いていただけるという状況でございます。これらの者ほとんどについては、町内で今住んでいる者がほとんどでありますので、安全面という意味ではより多くの職員が地元にいるほうがより良いのかと思いますけれども、現状としてはある程度、一定程度の職員は地元からというふうなことで通勤しております。こういうふうな実態がありますのでお知らせしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 今、山内議員のほうから施設長の話が出たんですけれども、入居者のほとんどが津別の方になるかなというふうに思うんですが、先ほど本別町も視察をさせていただいたときに、金も本別町も出してる老健だったんですけれども、施設長というか責任者については町の役場退職者なんですけれども、そういう方が必ず入るようにという形にしているみたいなんですけれども、今後これからどういうふ

うになっていくかわかりませんが、施設の責任者というか、ある程度の上のほうの立場の人は必ず津別の役場退職者ということじゃないけども、資格の持っている人、地元の人をお願いをするという形にして、最初からの約束の中でそういうふうにしておいたほうがいいのかと思うんですけども、そんな話はあったのかないのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 話の機微ではいろいろありますけれども、基本的に恵和会から今藤原議員が言われたようなことで今要請を受けたところでありまして、町長含めて私どものほうとしては、来年度の4月に向けて、そういう施設長の部分については、その者を今意中の者をもって充てようというぐあいに考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第80号

○議長（鹿中順一君） 続いて、議案第80号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果議案第 78 号及び議案第 80 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 79 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 79 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について内容のご説明を申し上げます。

説明資料の 36 ページをお開き願います。今回改正をいたします根拠と内容についてですが、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、外国人登録制度が廃止になったことから、全道の市町村が構成団体となっている北海道後期高齢者医療広域連合の規約の一部を改正しようとするものであります。下の新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、改正する箇所は規約の別表第 2 の備考の 2 の条文の中の「及び外国人登録原票」を削除するものであります。この規定は、広域連合構成市町村が広域連合に対して負担する共通経費の算出根拠となっている条文でありまして、住民基本台帳法の改正に伴いまして、この条文を改正をするものであります。

それでは、議案の条文のほうをご覧いただきたいと思いますが、附則についてですが、この規約は北海道知事への届け出をした日から施行するとしております。また、改正後の規定は、平成 26 年度以後の負担金について適用して、25 年度以前の負担金については、従前の例によるとしております。この内容で地方自治法第 291 条の 3 の第 3 項の規定に基づく北海道内の市町村の協議により、規約を変更することについて、地方自治法 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 81 号・議案第 82 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 81 号 町道路線の廃止について及び日程第 14、議案第 82 号 町道路線の認定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 13、議案第 81 号 町道路線の廃止について及び日程第 14、議案第 82 号 町道路線の認定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 81 号から順次説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 81 号 町道路線の廃止

について、議案第 82 号 町道路線の認定につきまして内容の説明を申し上げます。

今回廃止し、また認定する路線は町道 25 号線であります。理由につきましては、提案理由でも申し上げましたが、平成 25 年度、26 年度の 2 カ年で購入を予定しております旭町団地の造成に伴い、町道 25 号線について一部が用地になりますことから、この一部について町道を廃止する必要があるため、町道路線の廃止及び認定をするものであります。

はじめに議案第 81 号 町道 25 号線の廃止についてであります。説明資料は 58 ページ、59 ページになります。まず、58 ページの町道廃止路線の表をご覧ください。整理番号 25、町道 25 号線は津別町字旭町 75 番地 88 を起点とし、同じく旭町 68 番地 3 を終点とする路線延長 285.38 メートルの路線であります。敷地幅は 7.27 メートル、道路延長 262.84 メートル、重用延長 22.54 メートル、造成幅員 6.5 メートル、有効幅員 4 メートルとなっております。位置は資料の 59 ページのとおりです。中央公民館横を通ります町道 4 号線から町道 56 号線まで、図面では実線と破線とを合わせた区間となりますが、まずこれを廃止するものであります。

次に、議案第 82 号 町道の認定についてであります。認定しようとする町道の状況は同じく資料の下段の町道認定路線の表にありますとおり敷地幅、造成幅、有効幅員は変わりありませんが、路線延長は 185.64 メートル、道路延長が 174.40 メートル、重用延長が 11.24 メートルと、起点は同じ津別町字旭町 75 番地 88、終点は旭町 75 番地 33 までの路線となります。これを町道 25 号線として認定しようとするものであります。

議案第 81 号町道路線の廃止、議案第 82 号 町道路線の認定によりまして、町道 25 号線は路線延長が 285.38 メートルから 185.64 メートルとなり、資料 59 ページの図面の破線の部分、99.73 メートルが実質的に廃止されることとなります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 82 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 81 号から議案第 82 号までの 2 件について、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 83 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 15、議案第 83 号 平成 25 年度津別町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第 83 号 平成 25 年度一般会計補正予算(第 5 号)につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4,013 万 2,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 55 億 3,886

万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたとおりであります。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので 8 ページから 9 ページをお開き下さい。最初に款 2 総務費ですが、総務管理費、一般管理費の給与費は、採用辞退者の精査及び 19 節の負担金において、退職手当組合事前納付負担額の精算として 2,200 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10 ページから 11 ページをお開き下さい。中段の地域振興費、企画振興費、ふるさと定住促進事業は、現在の執行状況から今後新築 3 戸。中古住宅 3 戸等を見込み、682 万円の増額補正。次の地域振興等経費は、宿泊施設の購入に向け用地確定測量業務として 100 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。下段の戸籍住民登録費、戸籍住民登録費、給与費は、職員の中途退職に伴い 534 万 1,000 円の減額補正。12 ページから 13 ページをお開き下さい。住民基本台帳ネットワークシステム経費は、職員の退職に伴い臨時職員の雇用として流用した 15 万 6,000 円の増額補正。戸籍住民登録経費は、臨時職員の雇用に係る経費として 123 万 5,000 円の増額補正をするものであります。

次に、16 ページから 17 ページをお開き下さい。款 3 民生費です。社会福祉費、社会福祉総務費、下段の障害者総合支援事業経費、23 節償還金利子及割引料は、平成 24 年度障害者自立支援給付費、道負担返還金を主なものとして 24 万 1,000 円の増額補正。18 ページから 19 ページをお開き下さい。地域福祉計画等策定業務は、住民の意識調査を実施するため 12 節役務費の郵送料で 16 万 8,000 円。13 節委託料では、その意識調査の集計分析業務として 40 万円の増額補正。次の、社会福祉管理経費、11 節需用費、消耗品は、民生委員退職者の表彰用額縁、それ以外につきましては、今まで移送サービスの車両をデイサービスから借用していましたが、経営移譲に伴い利用できなくなることから、後ほど歳入で説明します指定寄附を充当し、車両の購入等に係る経費、総額 299 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、下段の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経費は、共生ホームの 20 ページから 21 ページをお開き下さい。介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金経費は、小規模多機能ホームの整備に伴い事業主体の株式会社エムリンクに補助金



としてそれぞれ 3,000 万円の増額補正をお願いするものであります。次の、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金は、職員の時間外手当分としてそれぞれ増額補正、介護サービス事業特別会計繰出金は、デイサービスの車両購入の精査として 11 万 3,000 円の減額補正をお願いするものであります。下段の老人福祉費、老人福祉施設管理経費は、柏寿園の誘導灯及び共和寿の家トイレ雨漏り修繕を主なものとして 28 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。22 ページから 23 ページをお開き下さい。中段の地域ケア会議活用推進等事業は、実践フォーラム及び研修会等の改正に係る経費として総額 93 万円の増額補正をお願いするものです。下段の市民後見推進事業は、昨年度道のモデル事業として美幌町が窓口となり、大空町との 3 町で実施した市民後見人養成等推進事業のフォローアップ研修を実施することとし、講師謝礼及び研修に係る旅費を主なものとして 149 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。24 ページから 25 ページをお開き下さい。自治相談費、広域集会施設管理経費、負担金補助及交付金は、倒壊危険家屋修繕のため住民活動事務経費に流用した 19 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、次世代育成支援対策協議会経費は、子ども・子育て会議が設置されたことに伴い同協議会が開始されたことにより 14 万 3,000 円の減額補正。子ども・子育て支援事業計画等策定業務は、アンケート調査を実施し、その分析及び分析報告会並びに講演、ワークショップ等の改正に係る経費として 61 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。

26 ページから 27 ページをお開き下さい。款 4 衛生費です。保健衛生費、予防費の健康推進事業は、2 回の協議会開催増を見込み 6 万 3,000 円を増額補正。予防接種経費は風疹の抗体検査、ワクチン接種について接種予定者を 120 名と見込み 142 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。下段の環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、職員の時間外手当及び汚泥スクリーンの分解整備、既設污水管渠撤去工事等として 491 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、28 ページから 29 ページをお開き下さい。簡易水道事業特別会計繰出金は、職員の時間外手当として 37 万円の増額補正をお願いするものです。

次に清掃費、塵芥処理費のごみ焼却施設管理経費は、現在エゾシカの堆肥化による

減量化処理を行っていますが、捕獲頭数の増加に伴い大型ふるい機を購入するため 145 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次のリサイクル施設管理経費の需用費、修繕料及び委託料は、ペットボトル圧縮機、その他プラ圧縮機修繕のため事業内で流用した分についてそれぞれ増額補正をお願いするものです。

続いて、款 6 農林業費です。30 ページから 31 ページをお開き下さい。農業費、農業振興費、消費・安全対策事業は、JA つべつが事業主体で実施するカボチャのヘプタクロル残留対策として 12 万 2,000 円の増額補正。次の鳥獣被害防止総合対策事業、鹿侵入防止柵整備事業は、事業量は当初の 16 キロメートルと変更はありませんが補助金の追加内示があったところから 500 万円の増額補正。次の経営体育成支援事業は、地域農業の担い手となる中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入に対する補助金として 3 件の事業追加により 557 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次の、振興事業費、土地改良事業事務経費、委託料は、国営農地再編整備事業の事業実施に向け、国有地の取得が必要となることから表題嘱託登記申請図書を作成業務として 600 万円の増額補正をお願いするものです。

次に、32 ページから 33 ページをお開き下さい。林業費、林業振興費、林業振興対策補助費等は、熊の駆除頭数が当初見込みより増えていることから 30 万円の増額補正をお願いするものです。次の公有林費、町有林整備事業、委託料は、公共工事設計労務単価の改定に伴い設計金額が増加したことから 189 万円の増額補正をお願いするものです。

続いて、款 7 商工費です。商工費、商工総務費、給与費は、職員の中途退職に伴い 495 万 3,000 円の減額補正。34 ページから 35 ページをお開き下さい。太陽光発電システム導入支援事業は、当初予算で 7 件分の計上をしていましたが、既に 7 件の申請となっていることから、今後の申請を勘案し 2 件分の 24 万円の増額補正。次の、観光事業事務経費は、職員の退職に伴う臨時職員の雇用に係る経費として 152 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、款 8 土木費、道路橋梁費、36 ページから 37 ページをお開き下さい。中段の道路橋梁維持費、道路橋梁維持整備事業は、8 月の大雨に起因するチミケップ川護岸ブ

ロック、町道 363 号線横断管補修工事として 570 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。次の道路橋梁維持管理経費は、春先及び 8 月の大雨により町道及び側溝の補修等の増により、14 節使用料及賃借料で重機借上料として 186 万 7,000 円。16 節原材料費は、砂利の購入として 287 万 8,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものがあります。

次の河川費、河川総務費、河川維持管理経費、14 節使用料及賃借料は、町道 250 号線水路補修の重機借上料として 63 万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、38 ページから 39 ページをお開き下さい。款 10 教育費、下段の小学校費、学校管理費、小学校施設整備事業は、津別小学校の校長住宅の取り壊し費用として 199 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。40 ページから 41 ページをお開き下さい。中学校費、学校管理費、スクールバス経費は二又線混乗スクールバスの部活等に伴う臨時便の増により 11 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。下段の保健体育費、体育総務費、社会体育事務経費は、今後の全道・全国大会派遣を見込み 20 万円の増額補正をお願いするものです。42 ページから 43 ページをお開き下さい。中段の学校保健費、学校保健用消耗品・備品等経費は、今年度より実施のフッ化物洗口用に係る紙コップ及びボトル洗浄管理手数料として 5 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の款 14 諸支出金、過年度支出、地域生活支援事業経費は、移動支援事業、日中一時支援事業において利用者負担額に算定誤りがあり、平成 22 年度以降分が過年度支出となったため 15 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

それでは、歳入に戻っていただきたいと思えます。4 ページから 5 ページをお開き願います。地方交付税、地方交付税、普通交付税は、今般補正の一般財源不足分として 3,886 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の分担金及負担金、分担金、農林業費分担金は、鹿侵入防止柵整備事業受益者分担金として 45 万円の増額補正をお願いするものです。

次の国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金は、それぞれ歳出で説明しましたが地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、共生ホームの整備として 3,000 万円、市民後見推進事業は、フォローアップ研修等の講師謝礼及研修に係る旅費を主なもの

として 149 万 7,000 円、地域ケア会議活用推進等事業は、実践フォーラム研修会等の開催に係る経費として 93 万円の増額補正をお願いするものであります。次の国庫委託金、総務費国庫委託金、参議院議員選挙費は、確定精査により 32 万 9,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、道支出金、道補助金、民生費道補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金は、小規模多機能ホームの整備として 3,000 万円の増額補正をお願いするものであります。次の農林業費道補助金、農業委員会等活動促進事業は、交付金内示により 50 万 6,000 円、農地・水・環境向上対策市町村推進事業は、事業の推進活動及び要件確認等の市町村推進事業分として 16 万 6,000 円、消費・安全対策事業は、カボチャのヘプタクロル等残留対策として 12 万 2,000 円、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿侵入防止柵設置工事、経営体育成支援事業は、機械の追加導入があったことから、それぞれ 275 万円、557 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に財産収入、財産運用収入。6 ページから 7 ページをお開き下さい。利子及配当金、女満別空港株式会社の利子及配当金は、女満別空港株式会社の出資に対し配当金があったことから 3 万円の増額補正をお願いするものです。

次の寄附金はそれぞれ指定寄附として、民生費寄附金はサンマルコ食品様から 100 万円、教育費寄附金は船橋・津別青少年交流協会様からの 3 万円をそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、受託事業収入、農林業費受託事業収入、農業者年金業務は、交付金額の確定により 15 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の雑入、過年度収入は、平成 24 年度分の障害者医療費、障害者自立支援給付費の国・道負担金確定による追加交付を主なものとして 305 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の町債、町債、総務債は、臨時財政対策債の額の確定により 3,287 万 9,000 円の増額補正。衛生債は、共同墓地整備事業が適債とならなかったことから、760 万円の減額補正をお願いするものであります。

それでは条文に戻っていただきたいと思います。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

次に第2条第2表の地方債補正であります。変更は臨時財政対策債の額の確定により限度額を3,287万9,000円増額し、補正後の総限度額を2億287万9,000円とする補正をお願いするものであります。次の廃止は、共同墓地整備事業の760万円を廃止したことにより、限度額を4億4,207万9,000円とする補正をお願いするものであります。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時 00分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、議案第83号 平成25年度津別町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 00分

再開 午後 1時 3分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。ありませんか。

9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） ページ数の19ページの地域福祉計画住民意識調査集計業務と、それから27ページにも委託料で子ども・子育て支援ニーズ調査集計分析業務というのがそれぞれ出されて、通信運搬費というのもそれぞれの項目で出されてるんですが、対象とかどういうふうに出してアンケートをされるのかということと、それから満足度なんかは、そのあと集計した結果を町民向けとか私たちもいただいているんですけども、ひょっとするとそのアンケートをした人たちへのというのでし

ようか、公表の場というか、そういうようなことを考えられているかどうかお尋ねしたいと思います。

あと、もう1つページ数、予防接種のこのページ数ちょっと書き漏らしてしまっただんですが、同じ27ページに予防接種ということで、先ほどの説明では風疹ということだったんですが、去年来は風疹は新しくというか問題が生じてというか、それで今年度になっていろんな自治体で風疹の予防接種の助成をしてるということですが、さっき数字も言われたかと思いますが3ワクチンを津別町も去年あたりから実施し、今年になってから子宮頸がんの予防接種において非常に問題があった。予防接種ということでちょっとお聞きしたいんですが、津別町の実態で今のところ問題があるのかないのかだけ教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいまご質問のありました27ページ、25ページ子ども・子育て事業計画策定業務の関係でございます。これにつきましては、平成27年までに全市町村で子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないというふうになってございまして、その前段といたしまして、子ども・子育てのニーズ調査をやりなさいということになっております。本町につきましては、現在考えておりますのは、幼児から小学校までの児童を対象にニーズ調査をやっていききたいということです。このニーズ調査につきましては、国のほうで一定程度のひな型が示されてございまして、それに基づいて必要量の把握をなささいということになってございまして、郵送料につきましては、これらの送料ですね、につきまして計上してございまして。

今考えておりますのは、大学等この調査分析業務を委託して、その大学の先生にアンケートの集計だとか分析結果の講評といいますかをやっていただこうと思っております。また、それに関連して子育てに関する講演もお願いし、またその中でワークショップもやっていきたいと。そのテーマとしては仮のテーマでございまして、「子育てしやすい、子どもがのびのび育つまちづくり」ということで、対象をどの範囲までするかということはまだ決めてございませませんが、こういう形でワークショップをやっていろいろ子育て世代のニーズを把握していききたいというふうに考えてございまして。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ページ 19 ページの地域福祉計画の関係でございますが、この地域福祉計画平成 27 年度から 31 年度の 5 年間の計画策定になりますが、今回予定をしている調査につきましては高齢者、障がい者、あるいは地域福祉というそういう課題となりますので、対象者は 20 歳以上の町民を無作為に抽出をして行っていくと予定を立てております。対象者数およそ 700 人を予定をして調査を実施をしたいなということで考えております。

また、この調査の集計及び分析につきましては、昨年度から実施をしました住民参加型高齢者生活支援推進事業に協力をいただいております名寄市立大学に業務を委託をしまして、分析等の報告をお願いしようということで予定をしているものであります。また、集計結果についての公表等の部分ですが、個別の対象者、個別アンケートいただいた個別の方についての報告といった部分まではちょっと予定はしてないんですが、結果の分析等につきましては、なるべく多くの方に周知ができるように、概要は広報等でも連絡をしたいと思っておりますし、あるいはホームページ等でも詳細については掲載をしていく予定で考えております。

それと、27 ページの予防接種の関係でございますが、子宮頸がんワクチンの関係の部分については、8 月臨時議会の行政報告でも申し上げていたと思っておりますが、現在国のほうで 7 月の日にちは定かではありませんが、7 月の上旬だったと思っておりますが、厚生労働省のほうから子宮頸がんワクチンの接種と思われる副反応が日本各地の中で報告をされてるということで、実際に調査を実施をしているけれど自治体における積極的な勧奨については控えなさいよという通知が 7 月の上旬に来ております。それに基づきまして、町のほうとしては対象者の方に保護者が接種希望するとか、そういう場合はもちろん接種をしてもらっていいんですが、積極的な勧奨はしてませんというそういう通知だけは対象者の方に 7 月の上旬に発送をしているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） それぞれニーズ調査対象を絞って子どものほうに関しては、幼児から小学生まで数字は別にあれですけど若干少ないのかなと、郵送料の関係

でそう思ったんですけども。それから、後者のほうも 700 人ということで、数字がどうということはないんですけど、いずれも町民の一番身近というか、ここでいろんなサービスを受けながら生活をしていくということなんで、専門家がとか、あるいは子ども・子育てのほうはニーズ調査の項目等の見本というか、そういうなのがあってされるというようなお話だったんですけども、やはりできるだけ町民に問いかけたものに関しては、それぞれの人たちが参画したい人たちの意見が当然反映されていくんだらうというふうに思うんですけども、こういうようなものも重要なものだから、多分パブリックコメントとかもされるかと思えますけれども、やっぱりすごく長くてしづらいような状況にもなるかもしれないんで、こういうときにその団体の人たちが、やっぱり津別町の子育てには、こういうことがというふうな声が出されていくんだらうというふうに思いますので、そういうところを積極的に取り入れていけるようお願いしたいと思います。

子宮頸がんのほうの今お聞きしたんですが、私たちも最初、国というか指導のもとというか、どこでも積極的にというか助成をしながらやってきて、一回りしたかなというか、そういうことが浸透したかなという矢先に新聞報道や何かで、それが直接の原因であるかどうかともわからないと言いながらも、何かあいまいな形になってきてるので、されていないんだらうというのと、津別町ではワクチンを接種した子どももいて、子どもというか対象者がいたんですけども現状のところでは、何というのでしょうか、それによる健康被害というか、そういうのがないというふうに聞いているわけですけども、いずれにしても人のことなので、今後に向けては積極的にというお話もありましたけども、十分こういうのは注意というか、そういうのをされた上で納得済みというか、もちろん納得されないですることはないと思うんですけども、その辺のところの抜かりがないように進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今意見ありました部分につきましては、8月1日に子ども・子育て会議の第1回会議を開催いたしまして、その中で正副委員長を決め、そしてその中で今後の予定について示してございます。国のアンケートまだこれも確



定してないんですが、これも一応提示いたしましてそれぞれご意見をいただきました。その中でやはり国のアンケートについては非常に量が多い、20 ページくらいになるんですね。その中で必ずやりなさいよという部分とそれ以外の部分がありますけども、その次については10月に一度開催して、それらを必ずやらなきゃならない部分と国が全部示してる部分と、そのアンケートの必要性の中身を子ども・子育て会議の中で意見を聞きながら、取り進めていきたいと考えております。先ほどもちょっと触れましたけども、国のほうはアンケートにつきましては、抽出で行いなさいよということを書いてございますが、0歳児から小学校6年生まで我が町人数を調べますと360くらいなんですね。ですから、抽出というよりもほぼ全部でやるか、必ず0歳から5歳までは実施してくださいと。小学生については、放課後子どもプランの関係があるので、どこまでやるのかというのは、あとは自治体に任されてると思います。ですから、それらの範囲の中でやっていきたいなということを考えておりますし、パブリックコメントにつきましても当然子ども・子育ての新しい計画ですので、今国が言ってるのはおおむね来年の9月ぐらいをめどに策定しなさいと言ってございます。ですから、それらを勘案して来年になりますけども、そういうパブリックコメントも当然実施していきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 地域福祉計画の調査の関係なんですけど、調査と並行いたしまして町内の福祉団体NPO法人、あるいはボランティア団体等も合わせて一緒に聞き取り調査といいますか懇談会も予定をしております。また、来年になると思いますが、調査結果をもとにした地域別の懇談会も計画をしたいなということで考えておまして、住民の人が参画をしてみずからつくっていく計画という形になってきますし、それぞれ計画を実際に実行するそれぞれの役割分担も行政であったり、あるいは社会福祉協議会、NPO法人の方、団体という、あるいは住民一人一人そういう役割分担も決めますので、こういった懇談会も来年以降の中で開催をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ予防接種の関係ですが、議員お話あったとおり昨年度から任意事業という形で子宮頸がんワクチン実施をしておりますが、そのワクチンで健康的な訴えがあっ

たということは津別町内の中では聞いておりませんので、議員おっしゃるような形で今後も進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） ちょっと前後しますけども、子どものほうのニーズ調査に関しては、先ほど言われたように子どもの数が少ないんで、抽出じゃなくて子育て中の人たちのというか、0歳から5歳まではそうしたいというのは、ぜひそんなふうにしていただきたいと思います。なんていうか、抽出されたりなんかしてかかわってないと聞いてなかったみたいな変な話なんですけども、自分たちの町のことで当然関心持たなきゃいけないんですけども、意外と人任せみたいになってて、こんなんじゃないかという声がたまに聞くことがあるので、ぜひ何回も変わってきて今度新しくできる子ども・子育てというようなものになっていくので、すごく関心が高いのかなというふうに思っていますので、ぜひその辺のところ回収も今まで余り回収率高いとは言えないので、そこのところもうまく回収をしていっていただきたいなというふうに思います。それから、地域福祉なにかも、この間講演会なんかもしてても、すごく役割分担みたいなことを講師の先生がされてたのかなということなんで、町の総合計画や何かもとに歩むみたいなことを言われて、町民が主役というふうに言われてるので、その主役が動き出さないわけにはどうにもならないところもあるので、どんどん出していかなきゃならない、回収しなきゃならないものはきちっと回収して、そういう声も引き上げて計画をつくっていただければいいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） アンケートの関係でございますけれども、基本的に国のほうが抽出と言ってますけども、総体の数が少ないです。0歳から5歳については全児童といいますか全世帯を対象にやっていきたいと思いますが、小学生につきましては、これもちょっと会議の中で議論いただきたいと思うのですが、放課後子どもプランの関係の部分でしか出てきませんので、どこまでやるか小学校6年生までやるのか、それとも3年生ぐらいまでやるのか、その辺もちょっと議論いただいてやっ

ていきたいというふうに考えております。

あとアンケートの回収なんですが、昨年も認定こども園の関係でアンケートいたしまして、これにつきましても四十数パーセントという確率でした。ですから、この辺もちょっとなかなか難しいんですけども、なるべく率が低かったらあまり意味がございませんので、高くなるような方法をちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 地域福祉計画の関係での役割分担、27年度からの5年間の計画となりまして、それぞれ年次別に事業計画を立てながら、それを実際にだれが行っていくのかという、そういう役割分担がこの計画の中に盛り込まれることとなります。あわせて社会福祉協議会ともお話をしていますが、一緒に社会福祉協議会で地域福祉実践計画という計画がございますが、これも一緒に合わせることで、よりそれぞれの役割分担が明確になってくるのかなというふうにも思っております。これだけ津別町が高齢化率が高い、あるいは障がいを持っている方も1割以上の方がそういう対象者にいるというそういう中で、この計画の必要性といった部分は担当課のほうとしても十分認識をしておりますので、行政だけじゃなくて住民の人とみんなと一緒に計画づくり、あるいはそれを実践をしていく、そういったような取り組みができればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 84 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 84 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与費の増額及び前年超過分の交付金等の償還金の追加補正であり、歳入では給与費補正に伴う一般会計繰入金の増額及び償還金の財源として国保基金繰入金の追加などを内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 197 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 2,657 万 1,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをご覧くださいと思います。款 1 総務費の給与費につきましては、時間外手当として 144 万円の追加補正をお願いするものです。また、款 11 諸支出金の療養給付費等償還金は、前年度超過交付金の償還金として 53 万円の増額補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、4 ページ、5 ページにお戻りください。款 8 繰入金の一般会計繰入金は、給与費追加に伴う一般会計繰入金の追加で、次の基金繰入金は、歳出の償還金財源による国保基金繰入金となります。

それでは条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきましてそれぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただいています。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 職員手当の時間外についてお聞きしたいと思います。144 万補正が上げられているわけですがかなりの額ですので、それなりに仕事が時間内に終わらないということだと思えるんですけども、こういった部分で仕事がこういった内容で仕事が非常に遅れているというか時間内に処理できないかということと、これが今後も続くのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 時間外の補正の部分でございますが、国保会計の給与費は収納の分も含めまして4名の人件費をこの中で見ております。今年平成25年度の4月に人事異動がございまして、職員が1人入れ替わるというか1人異動がございました。あわせて課の中の異動として国保の担当の3名の中で配置替えといいますか担当替えをちょっと行った経緯がございまして、国保の中では国民健康保険の業務、さらには後期高齢者医療の業務、そして福祉医療といいますか老人、障がい者関係、乳幼児関係の福祉医療の業務を主に担当しておりますが、その部分が2人がちょうど新しい業務に就くと、そういった部分と合わせまして4月、5月にこの時間外の部分が集中をしたわけでございますが、ちょうど4月、5月が国保の補助金の精算の部分、さらには新年度といいますか25年度の交付の手続きの関係。そういった部分が国保の関係、後期高齢者医療、福祉医療の関係とすべてがこの4月、5月で精算とさらに交付申請というそういった事務が重なった部分がございまして4月、5月で相当な時間外をしたという結果がこの補正の中身になってきております。

今後の部分については、現在の通常の中は、集中した時間外といった部分はございませんので、ちょうど忙しい時期に人の入れ替わりもあったというような、そういったことでの補正ということでご理解をいただけるかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 今のお話は理解いたしました。別に補正が悪いというわけじゃなくて、やはり保健福祉課の場合は非常に業務が多い上に国の法律が非常に変わるので、手続きが煩雑になって仕事の量が増えるということも考えられますので、管理職の方はやはり全体を見渡していただいて、職員がオーバーワークになっていないか、

なおかつ、もし足りないのであれば、やはり町長、副町長に新たに人員を投入してほしいということをやっぱり申し入れをしていただきたいなど。そういう話もちよっと聞こえてはいますけれども、町長、副町長もその辺はよく考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 84 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 85 号 平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 85 号 平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳出では給与費の増額、前年度超過分の国庫支出金等償還金の追加補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ877万9,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を4億7,559万5,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。1総務費、1総務管理費、1一般管理費の給与費で、職員手当の時間外に40万円の追加であります。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1一次予防事業費の需用費につきまして、サロン事業に係る食材費を消耗品で計上しておりましたが、サロン事業で食するということが食糧費のほうが適切でないかということで、予算の組み替えを行うものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金につきましては、平成24年度の介護給付費の確定により道負担金の追加交付がありましたので、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目2国庫支出金等償還金につきましては、平成24年度介護給付費及地域支援事業費の確定により、国庫支出金、支払基金交付金、道負担金が超過交付になりましたので、これにつきまして返還するものでございます。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページ、5ページをお開き下さい。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、平成24年度の介護給付費の確定により追加交付があったものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、歳出で説明いたしました給与費に係る繰入金で40万円の追加補正となります。同じく、款7繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、平成24年度介護給付費確定及地域支援事業費に国庫負担金等超過がありましたので、平成24年度専決処分準備基金に積み立てしておりました分を繰り入れして償還するものでございます。

それでは、第1表のほうに戻っていただきたいと思っております。第1表につきましては、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 86 号 平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（五十嵐正美君） ただいま上程されました議案第 86 号 平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出ではデイサービス利用者送迎用車両の購入を完了したことによる精査と、歳入では一般会計からの繰入金金の減額により補正予算を編成しております。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から 11 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 778 万 8,000 円とするものでございます。第 2 項につきましては、後ほどご説明申し上げます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをご覧ください。  
款 1 施設管理費、項 1 施設管理費、目 2 デイサービス費のデイサービス運営経費にお



きまして 11 万 3,000 円の減額でございますが、その主なものとしましては、需用費の消耗品で利用者送迎用車両の冬タイヤの購入費用としまして 10 万 1,000 円の追加、また備品購入費の 26 万円の減額は、利用者送迎用車両としまして中古のワゴン車を購入し、その執行残を減額するものでございます。

続きまして、歳入にお戻り願いまして 4 ページ、5 ページをご覧ください。歳入では一般会計からの繰入金で 11 万 3,000 円を減額し、補正予算を編成するものでございます。

それでは条文にお戻り願います。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 86 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 87 号 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

#### 建設課主幹

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 87 号 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与費の時間外、管渠管理経費の公共汚水柵設置工事、処理場管理費の修繕料、管渠等施設整備事業の工事請負費の追加が主なもので、歳入では 3 号汚水支線管渠新設工事による下水道国庫補助金の追加、繰入金、町債の追加が主なものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 1,996 万 8,000 円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,243 万円とするものです。

それでは、歳出から説明いたします。6 ページ、7 ページをお開き下さい。総務費、給与費の職員手当等は時間外 45 万円を追加するものです。

特環下水道費、管渠管理経費の工事請負費は、公共汚水柵設置工事 1 件で 10 万 3,000 円を追加するものです。処理場管理費の需用費、修繕料はナンバー 2 汚泥スクリーン分解整備で、脱水機スクリーシャフト破断により 227 万 9,000 円を追加するものです。下水道整備費、管渠等施設整備事業（補助）の工事請負費は、21 世紀の森キャンプ場からの汚水管渠で平成 9 年度に設置しました河川横断污水管が河床低下により露出し、転倒、破損等が懸念されることから、新たなルートとして 3 号汚水支線管渠新設工事 1,510 万 7,000 円を追加するものです。単独では、津別川横断部の既設污水管撤去工事で 202 万 9,000 円を追加するものです。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開き下さい。国庫支出金、下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は 3 号汚水支線管渠新設工事によるもので 755 万 3,000 円を追加するものです。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の精査により 491 万 5,000 円を追加するもので、町債、特環下水道債は、3 号汚水支線管渠新設工事により 750 万円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第 2 条の第 2 表地方債補正につきましては、歳入で申し上げました特環下水道債の

750 万円を追加し、補正後の総額を 1,650 万円とするものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 87 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 88 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 88 号 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 88 号 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり歳出では給与費の時間外の追加をするもので、歳入では一般会計繰入金を追加するものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 37 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,296 万 8,000 円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開き下さい。総務費、給与費の職員手当

等は時間外で 37 万円を追加するものです。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開き下さい。繰入金は歳出の精査により一般会計繰入金 37 万円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明しましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21 議案第 89 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 89 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、収益的収入及支出の支出では時間外による手当等の追

加、工業用ろ過施設用砂利購入に伴う材料費の追加で、資本的収入及び支出の支出では、酸素欠乏症等予防対策による測定器購入の追加、配水管網整備に伴う委託料を追加するものです。

それでは、収益的収入及び支出で説明申し上げます。3ページをお開きください。支出において、営業費用の総係費で手当等時間外で16万円を追加するものです。附帯事業費用の原水及び配水費で、材料費ろ過施設用砂利は、工業用ろ過施設のろ過砂入れ替えを実施いたしました。必要量に達しなかったことから不足分3立方メートル13万9,000円を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出におきまして、建設改良費の配水施設設置費で、備消耗品費の酸素濃度測定器で、仕切弁室の減圧弁室等の閉塞施設で安全に作業を行うため18万8,000円を追加し購入するものです。委託料の上水道低区水理管網計算業務はこども園、達美にできる特公賃住宅、介護施設建設など、住宅施設の建設など、これまでの市街地形成が変わっているため、給水区域内の管網口径調査が必要と判断し、その調査費として226万8,000円を追加するものです。

4ページは資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思っております。

続いて5ページ、6ページをお開き下さい。このページは予定貸借対照表となります。6ページ下から5行目、当年度純利益につきましては、ただいま補正によりまして1,133万4,000円と見込むものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。第2条において収益的収入及び支出の支出について29万9,000円を追加し、総費用を1億2,102万8,000円とするものであります。第3条において資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,267万3,000円を4,512万9,000円に、補てんする過年度分損益勘定留保資金は4,154万4,000円を4,388万3,000円に、同じく補てんする消費税及び地方消費税、資本的収支調整額112万9,000円を124万6,000円に改め、資本的支出について245万6,000円を追加し、総支出を4,980万2,000円とするものであります。第4条議会の議決を経なければ流用のすることのできない経費といたしまして、職員給与費について16万円を追加し、1,847万4,000円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎認定第1号～第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、認定第1号 平成24年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第29、認定第8号 平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件は、会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、認定第1号 平成24年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第29、認定第8号 平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

お諮りします。

これら 8 件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の内容の説明は、省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は、別紙配付のとおりでありますのでご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番(村田政義君) ただいま上程となりました決算認定のための審査については、昨年同様に、議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託のうえ、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し、動議といたします。

○議長(鹿中順一君) ただいま村田政義君から、一般会計他 7 会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託のうえ、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託のうえ、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

『決算審査特別委員会』の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 53分

再開 午後 2時 1分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より、諸般の報告をさせます。

#### ◎諸般の報告

○事務局長(小野寺祥裕君) 休憩中に、第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。

委員長には白馬康進議員、副委員長には佐藤久哉議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(鹿中順一君) 以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎意見書案第9号

○議長(鹿中順一君) 日程第30、意見書案第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、藤原英男君。



○6番（藤原英男君）　〔登壇〕　ただいま上程になりました意見書案9号　森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書、読み上げて提案理由に代えさせていただきます。地球温暖化防止のため温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経過も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされるといった状態が生じている。

これらを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むため恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。ということで、記以下のことを要望しようとしてるものであります。特に、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるというものであります。

この趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長(鹿中順一君) 意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第10号

○議長(鹿中順一君) 日程第31、意見書案第10号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番(篠原眞稚子さん) [登壇] 意見書案第10号 道州制導入に断固反対する意見書について、意見書を読んで説明に代えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わない。」と決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中の審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距

離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源かん養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものと確信している。

よって、我々津別町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、報告第 10 号 平成 24 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 33、報告第 11 号 教育に関する事務の管理及び執行状

況の点検評価等の報告について議題とします。

教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第34、報告第12号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成25年度7月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これで、第7回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午後2時14分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員